

(別紙第2)

前回の指摘の中で、再非行率を調べてはという指摘がありました。再非行率（ある時点で係属した少年の内、その後再非行を犯した少年の率）については、調べたところ、家裁や関係機関において統計を示しているところは見当たりませんでした。また、家裁において、係属した全事件について再非行率を調べようとする、膨大な労力が必要となるため、現実的に全件に当たって調べることは極めて困難と言えます。よく報道されている再非行者率は、新たに受理した事件の中で過去に非行歴のある少年の率であり、再非行率とは別の数値ですので、教育的措置の効果検証に使うことはできません。

当庁としましては、各種教育的措置を実施した事件について、その後の再非行等についてデータの集積を始めております。これらのデータを集計し、分析して結果を示すためには、少なくとも数年間を要することになります。

今回の委員会では、前回の委員会での御指摘にありましたように、データの集積を始めていることを御報告させていただきました。